

チャレンジ応援資金（認定枠）

【知事認定要】

融資対象

- 次の1.～2.のいずれにも該当するとして知事の認定を受けた者
1. 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者
 - (1) 事業所又は設備の新增設等、事業を拡大しようとする者
 - (2) 日本標準産業分類の小分類(3桁分類)の異なる業種に進出しようとする者(進出して6か月未満の者を含む。)で、現在行っている事業を廃業し、異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとするもの
 - (3) 日本標準産業分類の小分類(3桁分類)の異なる業種に進出しようとする者(進出して6か月未満の者を含む。)で、現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとするもの
 2. 優れた事業計画を有する者

【奈良の木枠】
 上記(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた者
 ※奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する者

資金使途 (注)	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 設	5,000 万円	15年 (1年) 以内	0%
運 転		10年 (1年) 以内	

保証料率(年)

0%

取扱金融機関

商工組合中央金庫奈良支店、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、三十三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合

担保及び保証人

- ・奈良県信用保証協会の保証が必要
- ・担保は必要に応じて提供
- ・連帯保証人
 法人:必要となる場合がある
 個人:原則として連帯保証人は不要

備考

- 〈知事認定の申請について〉
- ・事業計画は、認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定してください
 - ・申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください
 - ・申請の際は、事前相談期間中に取扱金融機関担当者から地域産業課へ事業内容の説明を行ってください
 - ・次の①～③のいずれかに該当する方は、県で実施する事業計画の審査を省略します
 受付は、1月末日まで随時行います
 - ①「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方
 - ②やまと創業インキュベーター入居者（過去3年以内に入居を許可された方を含む）
 - ③奈良起業家創出促進事業（ビジコン奈良）入賞者

〈知事認定のお問い合わせ先〉
 地域産業課(電話:0742-27-8807)
 【奈良の木枠】は奈良の木ブランド課(電話:0742-27-7470)

- (注)資金使途について
- ① 運転のみの利用不可
 - ② 運転は運設を設備と運転に分割して借入する場合適用
 - ③ 運転は設備の1/3以下

※認定年度中に融資実行を受けてください
 ※借換不可